

第二十四号議案

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年三月江戸
川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正により、同法の規定
に移動が生じたため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。